

第三十九回国会

参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

十月二十日委員野本吉君及び西川甚五郎君辞任につき、その補欠として青木一男君及び太田正孝君を議長において指名した。

十月二十三日委員上林忠次君、二見甚郷君及び森元治郎君辞任につき、その補欠として加藤武徳君、竹中恒夫君及び戸叶武君を議長において指名した。

本日委員加藤武徳君及び成瀬彌治君辞任につき、その補欠として上林忠次君及び占部秀男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君

理事 上林 忠次君
佐野 廣君
市川 房枝君

委員

大谷 賛雄君
岡崎 真一君
堀原 茂嘉君
木暮武太夫君
堀 末治君
前田 久吉君
大矢 正君
木村禮八郎君
戸叶 武君
天田 勝正君
須藤 五郎君

衆議院議員

政府委員 石田 有全君
総理府総務長官 小平 久雄君
総理府特別地 大竹 民彦君
城連務局長 堀本 宜実君
大蔵政務次官 堀本 宜実君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 都倉 栄二君

説明員

外務省欧亜 局東欧課長 林田悠紀夫君
水産庁漁政部長 都倉 栄二君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○畜産物価格安定特別会計法案(衆議院送付、予備審査)

○昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。十月二十三日付をもって委員上林忠次君、二見甚郷君が辞任され、その補欠として加藤武徳君、竹中恒夫君が委員に選任されました。本日付をもって加藤武徳君が辞任され、その補欠として上林忠次君が委員に選任されました。

○委員長(大竹平八郎君) 右の異動の結果、理事が一名欠けることになりましたので、この際、委員長は、前例に従い、理事に上林君を指名いたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) まず、畜産物価格安定特別会計法案、昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、以上両案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。石田衆議院議員。

○衆議院議員(石田有全君) ただいま議題となりました畜産物価格安定特別会計法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の畜産物の発展は、まことに目ざましいものがあります。その反面、従来から畜産物の価格安定に対する適切な施策に欠けていたため、経済の変動等につれてしばしば牛乳、乳製品、食肉等の価格が低落し、生産基盤の弱体化を生産農民はそのために大打撃をこうむり、ひいては農業経営の安定、畜産の振興及び国民経済の発展を阻害して参つたのであります。

しかし、今日、新しいわが国農業の発展にない手として、畜産が重視せられ、いよいよその抜本的な振興対策の確立が強く要請せられておるのであります。

よって、この際、われわれ日本社会党といたしましては、畜産物の生産農民に対する畜産物の価格が、生産費及び所得補償の原則によって決定され、時価がそれより低落する場合には、国が直接これを買入れ入れることによつて、生産農民の所得を確保すること、畜産振興上最も有効適切な施策と認め、これがために、別途畜産物価格安定法案を提案しておるのであります。このうち、畜産物の国による買入れ、売り渡し、交換及び保管等につきまして、その経理を一般会計と区分し、もって、この事業の収支並びにその成果を明確にすることが適当と認め、そのために、畜産物価格安定特別会計を設けることとしたし、本案を提出した次第であります。

以下その概要について申し上げます。

第一に、この特別会計は、畜産物価格安定法に基づく乳製品または食肉の買入れ、売り渡し、交換及び保管並びに生乳生産者団体等に対する助成に関する経理を行なうことを目的とするもので、農林大臣が管理することとし、一般会計からの受入金をもつてこの会計に生ずる損失を埋めることとしております。

第二に、この会計の歳入は、乳製品及び食肉の売り渡し代金、借入金、一般会計からの受入金並びに付属雑収入とし、歳出は、乳製品及び食肉の買入れ代金、乳製品及び食肉の買入れ、売り渡し及び保管に関する経費、乳製品及び食肉の交換に伴う支出、生乳生産者団体等に対する助成に要する経費、借入金の償還金、一時借入金及び借入金の利子、事務取り扱い費その他の諸費としております。

第三に、この会計の予算及び決算に關して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について必要な事項を定めることとするとともに、この特別会計の設置に伴つて必要な関係規定の整備を行なうこととしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上、御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

米穀についての所得課税の特例措置は、米穀の供出を促進し、食糧の確保をはかることを目的として、昭和二十六年に議員提出によつて立法化されたことに始まり、自來二十九年まで、毎年、ほぼ同一内容の法案が提出され、米穀の超過供出奨励金、早期供出奨励金、供出完遂奨励金等の各種供出奨励金を非課税とする臨時措置が講ぜられてきたのであります。

しかし、昭和三十年からは、奨励

金制度が廃止されて、米価の一本化をはかるとともに、米穀供出制度にも画期的な改正が加えられ、いわゆる予約供出制度が採用されるに及んで、売り渡された米穀の代金の一部を非課税とする特例措置に切りかえられ、同時に、法律案の提出も内閣から行なわれることとなり、今日に至っておりますことは、各位のすでに十分御承知のところであります。その間、本制度が、農家経済の安定と国民食糧確保の上に果たして参りました効果を見るべきものがあつたのであります。予約供出制度の実施以来今日までの間、政府が米穀の集荷に当たり、農民の協力を得てほぼ所期の目的を達して参りましたのも、実は、予約米に対する減税措置があつたからこれを推進したからであると断定しても過言でないのであります。

ところが、政府は、さきに昭和三十六年度の予約減税廃止の意向を明らかにしておりました。また、自民党は米価の決定の際にあわせて検討するといふ態度を表明したのであります。そこで米価が決定し、売り渡しの予約期限も到来した現在において、今なお、決定するに至らず、すこぶるあいまいな態度に終始しているのであります。しかして、米作農家としては、予約減税の制度は従来どおり存続されるものと理解して予約を行なっているわけでありますから、政府がこの特例措置を廃止するようなことがあれば、政府は米作農民をだましたこととなるのでありまして、われわれは政府のかかる不信行為を強く糾弾せざるを得ないのであります。

政府が、予約減税を廃止する理由と

してあげているところのものを見ますと、まず、この制度が予約売り渡しを推進する上に果たして来た効用はほとんど失なわれたといふことであり、さらには税負担に關連し、三十六年度税制改正によつて農家の負担が著しく軽減され、所得税納税農家数も激減するから、予約減税制度の廃止による負担の影響は、きわめて軽微であるといふことのようにあります。しかしながら、われわれといたしましては、政府のこのようない面的な考え方には全く同意いたしかねるのであります。その理由の第一は、予約減税は、その制定の経緯から見ても明らかに米価の一部をなすものであります。一昨年度において政府が予約減税振りかえ分として一石当たり七十五円を計上したる事実がこれを証明しております。

また、三十六年度税制改正は所得税の減税が中心であり、したがつて、所得税に關する限りにおいては農家の負担も相當に軽減されるので、特例廃止による影響もあまり目立たないことは事実であります。しかし、ここで特に注意しなければならぬ点は、農家の税負担の構成についてであります。すなわち、農家の税負担においては所得税よりも地方税の方が圧倒的に高い比重を持つており、地方税負担額は所得税のそのほば五倍程度となつてゐるのであります。しかも、本年度の税制改正における地方税の軽減措置はほんの申しわけ程度に行なわれただけにすぎないのでありまして、特例措置の廃止が農家に与える影響は、所得税のみをとつてみましても比較的少ないといはしめても、地方税におきましては、住民税所得割、国民健康保険税

所得割等の形で大きくはね返つて参るのであります。このような地方税へのはね返りを考慮しますと、特例措置の廃止は米価の実質的な大幅引き下げを意味すると申さざるを得ないのであります。

予約減税制度を廃止しようとする政府の意図、動きなきは其の企ては、もとより今に始まつたことではなく、この制度の発足当時から大蔵及び自治省当局は、課税の公平化をたてに、この制度の廃止を強く主張してゐたことは隠れもない事実であります。その真意は米作農家に対する税の増徴にあることはこれまた天下周知の事実であります。

政府は、一方では、一部大企業に対して巨額に上る各種税制上の恩典を残してその利益を擁護しているにもかかわらず、農民に対しては既得権ともいへばささやかなる特例措置をも剝奪して顧みないのであります。税の公平化の見地からいいますならば、このような巨大企業に対する租税上の特例措置の全面的整理とか、法人と個人間の課税上のアンバランスの是正とか、その他、国税と地方税、直接税と間接税を通ずる税制並びに税務行政の抜本的改正こそまず実行いたさるべきであります。それ以前における一方的な予約減税制度の廃止に対し、農民が強い不満を抱くのもまことに当然と思はれるのであります。それがひいては農民の政治に対する不信となり、予約売り渡し制度に対する非協力を招来することとも相なれば、それははなはだ悲しむべき事態と申さねばなりません。

以上、本法律案を提案する理由及びその概要を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に關する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願ひます。

なお、政府側のただいまの出席は、大竹特選局長、林田漁政部長、稲村國庫課長であります。

○木村禮八郎君 この際、ちよつと資料を要求いたします。租税特別措置法の一部改正に關する資料であります。二つ御要求したいのです。一つは、租税特別措置法の実施以後、最近までの減収額の累計です。それを項目別、年度別に資料を出していただきたい。もう一つは、租税特別措置法は税制を、景気政策として運用してゐる外国の事例です。ありましたら、イギリスその他——われわれ承知してゐるのはイギリスだけなんですけれども、

も、そのほかにもどこかあるかもしれませんが、事例、ございましたら、提出していただきたい。よろしゅうございますか。

○委員長(大竹平八郎君) よろしゅうございますね。

○政府委員(堀本宣実君) はい。

○大矢正君 この法律に「主務大臣」という言葉があるのですが、これは主務大臣というのは一体だれになるのですか。

○委員長(大竹平八郎君) 総務長官は今閣議に入つていて、間もなく来ますから……。

○大矢正君 それでは御質問のしようがない。

○委員長(大竹平八郎君) 特選局長では……。

○大矢正君 実は、この法律の具体的な項目に入る前に、私、根本的に開きたい問題があるのだが、それは提案理由の中にこういうことがあるのですね。「齒舞群島、色丹島……」。

○委員長(大竹平八郎君) 総務長官、見えました。

○大矢正君 総務長官にお尋ねします。提案理由の中に、「齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島につきましては、わが国固有の領土であるにもかかわらず」云々と、こうなつてゐる。わが国固有の領土といふのはどういふことなんでしょうか。それからお聞かせ願ひます。

○政府委員(小平久雄君) この四つの島につきましては、歴史的な事実等からいまして、わが国の本来の領土である、こういうものでございます。

○大矢正君 私は不勉強でよくわからないうが、歴史的な事実とは、具体的に

どういふことなんでしょうか。

○政府委員(大竹民勝君) 歴史的事実という事でございすが、これらの地域にはかつて外人が主として居住したというふうなこともないわけでございます。齒舞、色丹は、御案内のように、日本の北海道の一部であるというふうにいわれております。齒舞、色丹は、今申しましたような意味合いにおきまして、日本固有の領土であるというふうには、従来政府といたしましては主張しておる島というふうには私ども了解いたしております。

○須藤五郎君 関連して、歴史的事実と言っているけれども、それじゃサンフランシスコ条約においてこの島々を日本が放棄したというものも、これも歴史的事実だと思ふのですよ、僕は。その遠い昔の歴史的事実のみを歴史的事実と言つて、最近のサンフランシスコ条約における歴史的事実、歴史的事実としてあなたたちは認めないのですか。

○政府委員(小平久雄君) サンフランシスコ条約で放棄した島というところまでございまして、これはむしろ私の主観でなくて外務省の關係でございまして、そういう点についてはむしろ外務省のほうの考え方をひとつお尋ねいただきたいと思つております。

○大矢正君 齒舞、色丹は北海道の一部だ、こういうことは常に聞いてはいるけれども、國後、択捉というものと齒舞、色丹というものは、やはり区分けをしてゐるんじゃないですか。齒舞、色丹というのは北海道の一部だ、國後、択捉というのは、日本人以外にあそこに住んだことがないというだけで言っているんですから、こ

こでいう固有の領土という考え方の中にもおのずから違いがあるんじゃないかね。どうですか。

○政府委員(大竹民勝君) 外務省から参りましたから、ひとつ……。

○委員(大竹平八郎君) ただいま外務省から、都倉東欧課長が見えております。

○説明員(都倉東二君) 國後、択捉と齒舞、色丹の地理的な意味においては、これは若干違いがあると思ひますが、日本の固有の領土であるという見地からは、私ども同様のものである、同性質のものであるというふうには考へてゐるわけでありまして。

○大矢正君 あなたが言う地理的という意味はよくわからないけれども、北海道本島から離れてゐるとか離れてゐないとかいう意味合いからいけば、齒舞だつて國後だつてそんな大きな違いがないのです、地理的には。それから同時に、固有の領土とはどういふものかというのを聞いてゐるのです、固有の領土とはどういふことなんでしょうか。

○説明員(都倉東二君) 固有の領土と申しまして、なかなかむづかしいのでありますが、とにかく齒舞、色丹はもちろんでございすが、日本人以外にかつてそこに住んでゐた者がないという厳然たる事実が、固有の領土としての一つの最も強い根拠であらうと考へます。

○大矢正君 齒舞、色丹は北海道の一部である。しかし、國後、択捉というものは、これは日本人以外に住んだことがないんだという立場からだと、これは二つ、おのずから違ふわけ

でしょう。同じ固有の領土であるという考え方であつても、別々なものなんですよ、立場上からいけば。片一方は日本人以外に住んだことがないから、だから日本のものなんだと言ふし、片一方はそうじゃなくて、北海道のいわば群島のひとつだ、こういうわけですからね。それと、住んだことがないというんじや、違ふわけだね。その点はどうですか。

○説明員(都倉東二君) ただいま申しました日本人以外に住んだことがないというのはいくつございすが、これはもう先刻御承知のように、条約上、法律上、一八五五年の日ソ通好条約にいたしまして、その後の七五年の千島樺太交換条約にいたしまして、そういう条約面から、法律面からいいたしましても、國後、択捉といふものは、われわれの固有の領土であるという主張でございまして、日本人以外に住んだことがないのも強い論拠でございすが、その他にもそういう法律上の論拠といふものは種々あるわけでございます。

○大矢正君 総務長官、その齒舞、國後の問題は問題として、ウルップ以北の十八群島ですか、十八島ありますが、ね、もつとせじ詰めていけば南樺太もそうだけれども、結局これらの島々は、日本が武力によつて獲得したものでなくて、交換条約によつて手に入れたものなんです。そこで、今度の特別措置にはウルップ以北は入らな

いという理由はどこにあるのですか。

○政府委員(小平久雄君) ウルップ以北の通常いわれております北千島あるいは樺太の居住者と今回區別をいたし

ておるのであります。今回取り上げました四つの島の者につきまして、私どもといたしては實態を調査したわけでありすが、一応對外交關係等におきまして、政府といたしましては、この四つの島の返還というふうなことを從來主張しておつたわけでありまして、私どもといたしては、そういう趣旨に沿ひまして、今回の措置をとつてゐるという事でございまして。

○大矢正君 よくわからないけれども、どうしてそれから以北はやらないのですか、ウルップ以北は。四つの島の措置をとつてゐることはわかるのです、ここに出てゐるのですから。どうしてウルップ以北はやらないのかといふ、それがわからないのですよ。

○政府委員(大竹民勝君) 一面から申しますと、ウルップ以北の北千島におりました者の数は、實態といたしまして私ども承知いたしております範囲ではきつめておらずでございまして、ほとんど何名かという程度のものでございまして。また、一方から申しまして、先ほど申しましたように、對外折衝におきましては、ここにあげました四つの島を返還してほしいというふうな主張が張つておられ、その主張の事實もございまして、一応この四つの島に今回は限つたという事でございまして。

○大矢正君 総務長官、念を押しておらね、数が少ないから今は考へておらぬと、こういうお言葉なんです、それが一つ。それからもう一つは、返還を求めているのは、どこに向かつて返還を求めているのかといふことは言っておられないが、おそらくソ連だと思ふ。四つの島だけだ、だからほかのこ

と考へないのだという、そういう御

答弁なんですがね。それはそのとおり聞いてよろしうございすか。それは中千島以北は全然、そうすると政府は頭の中にないわけですかね。あわせて一つ御答弁いただきたい。

○政府委員(小平久雄君) ただいま特連局長から説明申し上げましたとおり、ウルップ以北の島々はほとんど定住の住民といふものがなかつた、こういう事實、それから特に御指摘のとおり、對ソ折衝當時におきまして、この四つの島について從來返還を求めたおつた、こういうことから、今回の法律といたしましては、この四つの島のものとの居住者を対象として措置すると、こういう措置をとつたわけでございますが、たとへば少数といふこともいふゆる北千島に定住しておつたといふような人々に対しては、將來の状況によりましてさらに検討をいたしたいと、かように思ひます。

○大矢正君 そうすると、それじゃひとつ参考のために、各島の住んでゐた人の数字をちよつと教えてくれませんか。

○政府委員(大竹民勝君) 今手元に數字を持ち合わせておりませんが、私も北海道の關係者その他から得ておりますところによりまして、定住者といひましては、北千島全部合せて数十名の範囲であるといふふうに承知をいたしております。

○大矢正君 そんなばかなことはない。それはあなたの間違いだ。これは實際問題としてほんとにあらですよ、あなたがさつきから言われた北千島という言葉を使われているのは、あなたの解釈からいくと、國後、択捉、齒舞、色丹、四つの島以北は全部北千

島という解釈をされてるんだから、ウルップ以北十八島全部の中に数十名しかいなかったというあなたの御答弁、これで間違いないですか。そのとおりですか。北海道に聞くのはおかしいじゃないか、政府が提案をしているのに。

○政府委員(大竹民勝君) 私がたゞいま申し上げたものよりももう少し少なくはなかったらどうかというふうに考えております。

○大矢正君 総体どのくらいですか。

○政府委員(大竹民勝君) これは昭和三十四年に行ないました調査でございますから、若干相違があると思いますが、その当時、たゞいまお話しした島々から引き揚げまして北海道に居住しておる者を主として調べたわけでございます。大体あの地区のほとんど大部分の者は北海道に引き揚げたおるといふふうに承知いたしておりますが、そのときの調査によりまして、十一名という数字があります。

○大矢正君 これ、どうやって調べられるのですか。最終的に住んでいたか住んでいなかったかということですね。

○政府委員(大竹民勝君) 一方で、戦前におきます北海道庁の調べというふうなことも聞いておるわけでございまして、ただいま申し上げた数字は、千島、齒舞引揚者の連盟というふうなものがございます。そういう団体の協力などを得まして、実態に基づいて調査いたしております。

○大矢正君 総務長官、ウルップ以北の島については、日本はこれは返してやらう必要性がないというふうに考えているのですか。それとも、返しても

らいたいと考えているのですか。

○政府委員(小平久雄君) 先ほど申しますとおり、領土の問題につきましては総理府の所管でございますので、外務省から来ておりますので、外務省からお答えいたしたいと思います。

○説明員(都倉崇二君) ウルップ以北の千島につきましては、御承知のように、サンフランシスコ条約でこれを日本政府は放棄したわけであります。しかしながら、何国にこれを放棄したということははっきりしておらぬわけでありまして、将来機会が参りますれば、これらの島々をわれわれは食欲やカイロ宣言の主義で取つたものではないというところで、返還してほしいという要請をすることは可能であるというふうに考えておるわけであります。

○大矢正君 どこへ。

○説明員(都倉崇二君) これは、もし機会がございすれば、たとえばサンフランシスコ条約に調印した連合国の会議等が開かれる、そういうものを開くことを要請するということが可能性は、これはないわけではございません。もしそういう国際会議が開かれたような場合には、それに対して要請をするということは可能なわけでございします。

○大矢正君 今のあなたのお話からいけば、ソビエトは入らないことになるのですね。

○説明員(都倉崇二君) これは連合国でございせんから、ソビエトは入らないわけでございます。

○大矢正君 ソビエトが占有している領土に対して、ソビエトが入らない国際会議というのはあるのですか。そんな会議できめてどういふ効果があるの

ですか。

○説明員(都倉崇二君) これは法律的にもいろいろ先例も——先例と申しますか、法律的にこれは可能なことであります。事実問題としては解決は非常にむずかしいということができるわけでありまして、そういう会議を招集し、われわれの領土に關し返還してほしいと要請するということは、法律的には可能だと思ひます。

○大矢正君 あなたの言われている法律というものは、国際法のことでしょうか。それはわれわれしるうとだつて、国際法というものと国内法というものは現実的に違ふのだということぐらひは、これはわかつてゐるのだよ。国内法というものは明らかなるものであるから、絶対に犯すべからざるものであると思ひますけれども、国際法なんというものは、もちろんあるにはあるけれども、そのときどきの政治情勢やお互いの国と国との力関係やら、そういうものによつてある程度きまるのでしよう、国際法というものは現実には、ですから、国際法上からいへば云々といつても、現実の政治ではむずかしい話ですよ。と同時に、これはもう一つの念のために聞いておきたいが、あなたは、ソビエトが入らない国際会議においても北千島が返ってくる可能性もあるのだ、こういう答へだつたが、北千島、いわゆるウルップ以北というものはどんなことがあつても絶対返つてこないのだということではないのでしょうか。返ってくる場合もあるという考え方をあなた方は持つていられると思うのです。どうなんですか。

○説明員(都倉崇二君) そのとおりです。

○大矢正君 そうすると、小平長官、将来、これは四つの島に限らず、北千島の一部もあるいは返ってくるかも知れないと言つてゐるわけだ、国際情勢の推移によつて。それなのに、なぜ北千島の数十名かなにかわからないけれども、私は数十名じやないと思うのですよ、ないと思いますが、政府の資料によると数十名だという。たゞえその数十名にしても、特別措置の中に入れないのか。

○政府委員(小平久雄君) 先ほど申しましたとおり、将来の機会に依じて検討をいたしたいと考えております。

○天田勝正君 一言関連して。人の発言を引き取つて悪いから一問だけにしておきますが、もともこの法案というものは領土問題を審議すべきものではないのです、もととは。いいですか。そこをあなた方聞き違へてゐるのじやないかと思う。ですから、大矢さんの質問されておることは、領土問題をここに特に説明にうたつておるからこれがひつかりになつたのだけれども、それよりも、国後、択捉、齒舞諸島、こういうものはこの措置に入つておるけれども、それ以北に、現実にあなた方の資料においても数十名というものはすでに引き揚げられてゐる。どうしてそれを除外したか。そこなんですよ、まず。それはどういふわけなんですか。将来返してくれとか、国際会議を開くとか、そういうものとは別に、現実に戻つておる者をこの特別措置から除外すると、これはどういふ理由なんですか。

○政府委員(小平久雄君) 水産庁のほうからお答えさせます。

○天田勝正君 いやいや、根本的な内閣の方針ですよ。どういふわけでそこに差別をつけるのか。

○説明員(林田修次郎君) 実は、これは漁業者のほうの側から申し上げますと、今回の措置は、北方の地域につきましては北海道の漁業者が操業をする、しかしながら特にこの千島の南のほうの島々につきましては十分な操業ができない、安全に操業ができないという問題がございまして、漁業者のほうからは何とかして安全に操業できる措置をとってもらいたいということをいつも要望をされておるわけでございします。それで、特に漁業で重要な地帯といたしましてはこの千島の南のほうの島々の地帯でありまして、どうしてもその辺で操業をしないと生活が困るといふ事態があるわけでございします。したがひまして、操業が十分でございなくて、それに対する措置としましてこのういふふうに北方協会というものを作りました、それに国が公債を交付しまして、その利子によつて、あるいは他に転業をいたしたり、あるいは北海道において漁業をやる場合に他の漁業をやつたり、あるいは沖のほうまで出ていくというふうな、そういうふうな生活上の別個の措置をとりまして、現在困つておる人々を救つていこうというふうな考え方からやつたような次第でございまして、それで特に南のほうの問題でございまして、安全操業の見地から南のほうを取り上げて救うことにすることにしたわけでございします。

○天田勝正君 そういう質問をしておるのじやないのだ。

委員長、議事進行上ですね、質問と全く異なる答弁をされたときは、ひと

うからお答えさせます。

つ御注意願つて、時間を節約をされても

さい。

に、そういうものじゃないじゃないか

と、こういうことです。

すから、それであるのにウルップ以北

らいたい。今、内容の説明をされてお

○政府委員(大竹民勝君) 先生の御発

に、主として千島の南に在る方は漁

○天田勝正君 これは、私は領土問題

すから、それであるのにウルップ以北

るのですけれども、そういう質問を私

言にもございましては、あらためて日

を議論していただんではとも果てしは

なもので、そういうものじゃないかと

根拠が何かあるはずなんだ。あるん

はしておるのではありません。領土問

本を領土がどこまであるかというこ

多いい、それが事実でありましよう。

私は引揚者の——どういう理由であ

願いたい。

題を、言うならば、今主たる質問者

とを積極的にきめていこうというふ

事実であるけれども、漁業者以外は全

う、今どうあると、あるいは固有

願いたい。

大矢さんですから、それが済んでから

またあらためて伺うといましてして、

然この法律では救済ないという趣旨の

の領土であつたとかなしとかにかわ

御説明になりましたように、引揚者と

私はこの特別措置をするというの

今言われたように、従来北方で漁業

六カ月以上という北方地域にいた人

は、引揚者に対して何らかの措置を

満州、あるいは各地区からの引揚者

営んでおつた方が引き揚げて、さら

に今日漁業あるいはその他の職業に

の、この措置で何らかの救いの道を講

から質問している。でありますから、

他引揚者の特別の措置にいたしまし

くにしても、まことに困難である、こ

れを何らかの措置を講じなければなら

ないというのが、この法律の趣旨であ

ても、それが満州であるうと中国本土

はまたその観点から、所管の厚生省と

ることは間違いない。そこで、今漁業

を営んでおる人云々というので言われ

りましようとも、そういうことには関

係なしに、ずっと今まで扱ってきた。

今回の法律だけそこに、特にもとの固

ておりますけれども、ウルップ以北

の領土であつたと政府が解釈をする

島だけに限っている。他のものは排除

する。これは一体どういふわけか。そ

れは入れた方がいんじやないかと思

人であつても必ず漁業を営んでいた

ずだ。また、いまいと仮定をいたしま

しても、それじゃ、今何部長か課長か

知りませんけれども、よくこの法律の

まして、固有の領土であるというふう

第二條を見てごらんさない。それだけ

にとどまっております。すなわち、

しつかえはないんだし、もし日本で救

いの手を伸べて、それが領土の——日

本の主張する領土と関連をするという

二条二項の三号、「前一号に掲げる者

のほかに、昭和二十年八月十五日まで

き続き六月以上北方地域に生活の本拠

を有していた者」こう書いてある。し

からば、漁業をしない人でありまして

も、この特別措置によつてその生活の

安定を得るよう措置をしよう、こう

いうのです。でありますから、ウルッ

プ以北の人々であつても現に引き揚げ

ておられる方たちは、この特別の措置

によつて何か救いの道を見出してあげ

たい、こういうのがこの法律の趣旨で

なければならぬのに、そこに住まっ

てゐる場所によつて差別をつけたのは

一体いかなる理由か、これなんです

よ。そのものずばりでひとつ答えて下

さい。

に、そういうものじゃないじゃないか

と、こういうことです。

すから、それであるのにウルップ以北

○政府委員(小平久雄君) この法律で

限つておるといふことについてのこの

政府の考え方は、先ほど来申し上げ

のとおりでございますが、また四つの島

以外のいづゆる千島の住民がたとえ少

島のたゞいま申しましたようないろ

いなる関係を総合いたしましたして、今回

の措置をいたしましてはこの四つの島

に限る、こういう考えをとつたわけで

ございます。

○天田勝正君 関連して長く言つちや

悪いから、もう一ぺん念を押しておき

ますがね。今の答えはまた筋違いなん

ですよ。総合的に考えればですね、北

千島であるうとどこであるうと、せ

かくこういう特別措置をするからに

は、何人にもその救いの手が伸びられ

るようにと、このほうが総合的なんで

す。そこに差別をつけるほうが一向総

合的じゃないのです。

それで、漁業のところだけ説明され

ますけれども、この法律の目的自体

が、定義にちゃんと書いてあるよう

に、そういうものじゃないじゃないか

と、こういうことです。

と、こ

に、主として千島の南に在る方は漁

を議論していただんではとも果てしは

なもので、そういうものじゃないかと

根拠が何かあるはずなんだ。あるん

はしておるのではありません。領土問

本を領土がどこまであるかというこ

多いい、それが事実でありましよう。

私は引揚者の——どういう理由であ

願いたい。

題を、言うならば、今主たる質問者

とを積極的にきめていこうというふ

事実であるけれども、漁業者以外は全

う、今どうあると、あるいは固有

願いたい。

大矢さんですから、それが済んでから

またあらためて伺うといましてして、

然この法律では救済ないという趣旨の

の領土であつたとかなしとかにかわ

御説明になりましたように、引揚者と

私はこの特別措置をするというの

今言われたように、従来北方で漁業

六カ月以上という北方地域にいた人

は、引揚者に対して何らかの措置を

満州、あるいは各地区からの引揚者

営んでおつた方が引き揚げて、さら

に今日漁業あるいはその他の職業に

の、この措置で何らかの救いの道を講

から質問している。でありますから、

他引揚者の特別の措置にいたしまし

くにしても、まことに困難である、こ

れを何らかの措置を講じなければなら

ないというのが、この法律の趣旨であ

ても、それが満州であるうと中国本土

はまたその観点から、所管の厚生省と

ることは間違いない。そこで、今漁業

を営んでおる人云々というので言われ

りましようとも、そういうことには関

係なしに、ずっと今まで扱ってきた。

今回の法律だけそこに、特にもとの固

ておりますけれども、ウルップ以北

の領土であつたと政府が解釈をする

島だけに限っている。他のものは排除

する。これは一体どういふわけか。そ

れは入れた方がいんじやないかと思

人であつても必ず漁業を営んでいた

ずだ。また、いまいと仮定をいたしま

しても、それじゃ、今何部長か課長か

知りませんけれども、よくこの法律の

まして、固有の領土であるというふう

第二條を見てごらんさない。それだけ

にとどまっております。すなわち、

しつかえはないんだし、もし日本で救

いの手を伸べて、それが領土の——日

本の主張する領土と関連をするという

二条二項の三号、「前一号に掲げる者

のほかに、昭和二十年八月十五日まで

き続き六月以上北方地域に生活の本拠

を有していた者」こう書いてある。し

からば、漁業をしない人でありまして

も、この特別措置によつてその生活の

安定を得るよう措置をしよう、こう

いうのです。でありますから、ウルッ

プ以北の人々であつても現に引き揚げ

ておられる方たちは、この特別の措置

によつて何か救いの道を見出してあげ

たい、こういうのがこの法律の趣旨で

なければならぬのに、そこに住まっ

てゐる場所によつて差別をつけたのは

一体いかなる理由か、これなんです

よ。そのものずばりでひとつ答えて下

さい。

に、そういうものじゃないじゃないか

と、こういうことです。

すから、それであるのにウルップ以北

○政府委員(大竹民勝君) 先ほど長官

御説明になりましたように、引揚者と

いう観点から申し上げますと、朝鮮、

満州、あるいは各地区からの引揚者

あるわけでございまして、これらの人

に對しましては、なおその処遇を十分

にする必要がございしますならば、こ

れはまたその観点から、所管の厚生省と

いうようなものもございしますので、そ

ういうところで十分に検討をしなければ

ばならぬというふうに考えるのでござ

います。

この地域に限りませんでしたのは、先ほど

来し申し上げましたように、対

外関係におきまして、政府といたし

まして、固有の領土であるというふう

にこの地域につきまして申しましたわ

けでございします。私どももいたしまし

ては、そういう事柄に基づいて今回の

措置をこれに限つておるといふこと

でございします。

○戸叶武君 この問題は北方における

ところの生業に携わつた人の苦境を救

うというところが目標なのに、この特殊

な今の日本外交の官僚主義的な考え方

で、北方地域というのを俗に外務省で

南千島といわれているような四つの島

に制約して問題を取り扱つてゐるこ

ろに、北方におけるところの日本の

人々を救うということよりも、何か四

つの島ということに、固有の領土だと

かなんとかいうものにこだわつてい

るところに問題が紛れしているとこ

ろに、北方におけるところの日本の

人々を救うということよりも、何か四

あるんじゃないかと思ひまして——政府は勝手に四つの島というふうに制約してありますけれども、私が固有の島だというのは千島全体と思つてゐるんで、まだこの問題は一つの、はっきり国際的な場合においても明確化してないで、政府がひとりよがり、政府の独断的な判断で四つの島というものにこだわつて、何かこんなことをしてもしょうがないので、今まで日本人が、かつて日本の領有していたところの南千島から千島全体において居住して生業を営んだ人たちが全体をどう救うかということが対象になるべきなん、それを北方地域というものを四つの島というふうに規定して、とりあえず救うという形で、ほかと區別しておるという点が、この法案の非常に不明朗な点だといふふうに突かれてゐると思ふ。それで、ここで何の必要があつてこの四つの島というところのだけばかり力を入れて力んでゐるのか。みなこれは誤解を増すだけであつて何にもならないと思ふのですが、このけじめをもう少しはっきりと、概念規定からなつていらないですけれども、そういう外務省の官僚の頭にだけ通用する概念的な規定であつて、国際的な関連性のある問題、しかもこういう日本の北方の島に住んで生業を営んでいた人を救うという問題、こういう問題を混乱させてゐる。この法案自体が私は議論にならぬと思ふ。もつとはっきり説明して下さい。

○政府委員(大竹民彦君) 先ほど申しましたように、この法案で領土問題自身を規定するという考えは全然ありません。ただ、この対象をどの範囲にするか、具体的な措置をどの範囲に及ぼすかといふことを明確にいたしますために、かつ、法律上の取り扱いをいたしまして四つの島に限るということを書いてあるわけでございます。この四つの島だけに限つて、特にこれにたがつておられます千島のほかの部分の島に及ぼさないのはどういふことであるかといふことでございます。御案内のように、終戦によつて引き揚げました者は各地域から非常に多いわけでございます。私もどなたもいたしましては、それら全般につきましても政府の対策と申しますよりも、今回は、ただいまここに規定してございまして、南千島から引き揚げてきた人、これは主として北海道に居住いたしておりまして、いろいろな困難に遭遇しておるその実態をおもに重視いたしまして、今回のような措置をやつておるわけでございます。お話をよく、外交上の問題は今後あるいはいろいろと変わつてくることもあり得る、そういうふうに考えられるわけでございます。そういう点につきましても、総務長官御説明になりましたように、そういう事態に際しましてさらに検討をするという考えでございます。

○戸叶武君 簡単に。問題はだいたいばらばらでございまして、依然としてわからぬのは、領土問題にこだわらなければならない、質問者も先ほどから言つておられるとおり、だが、現実においてあなたの方でこだわつて、四つの島といふふうに制約してウルップ以北の千島の問題と差別待遇をしてゐる。その差別待遇をしなければならぬ根拠がどこにあるかといふことが明確化してないのです。その根拠として、日本の固有の島としてこの四つの島をどうしようといふ議論をやるから、領土問題に關連した議論というものの掘り下げになつておる。なぜその必要があるのか。四つの島に制約してウルップ以北と差別待遇しなければならぬといふ根拠は、同じ日本人に政府の独断的見解によつて、戦争の悲劇として同じような被害をこうむつていながら、なぜそういう差別をしなければならぬのか。その差別の規定が明確でないのではないですか。失礼です。

○大矢正君 關連して、同時に答へてもらいたいのには、私はこの領土問題をここで議論しようという気持はないうです。ただ、わざわざ「わが固有の領土であるにもかかわらず」、提案理由にこれがなければいけません。これが全然なくて、とにかくこの四つの島に限つて、漁業権があつたものを中心にしてこの際特別の措置をするといふなら、それでいいのだ。四つの島だけやつてゐる。われわれがなぜやれないかと言へば、それはまだ考えていないと言へば話は済むけれども、「わが固有の領土であるにもかかわらず、云々」といふ文字が入つたから、特別の固有の領土だからやるんだ、こういう出発から問題が出てくる。「わが固有の領土であるにもかかわらず、云々」といふ、この二行か三行を削れば問題は簡単に済むので、ここで領土問題の議論も何もしないで済むんだ。小平総務長官、どうお考えになりますか。

○政府委員(小平久雄君) ただいま、先ほどから申しておりますように、この法案自体は、別に領土問題をどうしよう、こういう意思でないことは御承知のとおりでございます。ただ、さきにも申しましたとおり、政府の立場から申しますと、これら四つの島については、従来から固有の領土である、こゝういふ建前で對外折衝等も行なつて参つた。いわゆる北千島等につきましても、サンフランシスコ条約においては、ほかにも同様に放棄した領土がございまして、そういう關係で、そこにいへば、少なくとも本法の建前から申しますと一線を画したと申しますか、一応の區別をしてこの法案を考えた、こゝういふことでございまして。

○大矢正君 これはサンフランシスコ条約で、いわば四つの島——ウルップ以北は南樺太も含めて放棄したのだ、だからそれはだめなんだ。したがつて、わが固有の領土云々といふことで、あなた方が四つの島と限定をされてくると、政治的に意見の合わない問題がそこに出てくるわけですか。だから、これからいくと、社会党、お前らの言つてゐることは間違ひなんだ、お前たちの言つてゐることが正しいんだから、北方領土問題についてはお前たちはおれたちの言うことを確認せよ。その前提で法律を審議しなければならぬ。だから、この条項がなければ私も黙つて賛成します。こゝういふ提案理由があるといふことは、ことさらに今の北方領土問題の政治的な混乱を国会の場に求めよう、こゝういふことになれば、私も何にもこんなことは言ひません。内容だけで審議して、賛成でございますと賛成したい。そゝういふことがわかつていただけたらと思ふのです。どうですか、長官。

○政府委員(小平久雄君) お話しの点はよく理解ができるのでございまして、

が、ただ、この法案自体としましては、いわゆる北千島等につきましても、これは固有の領土であるとかないとか、そゝういふ領土についての考え方といふものには全然いへば触れていないわけでございます。したがつて、お答え申しますような立場において、この法律においては四つの島を政府が今まで考へておつたような立場で取り上げた、こゝういふことでございまして。

○須藤五郎君 聞いておれば聞いておるほど、だんだん不思議なことになつてくるが、最初に、今領土問題に触れていないと言つけれども、政府の説明者はちゃんと固有の領土だといふことをはつきり言つてゐるのですから、これは領土問題ですよ。領土問題じゃないといふことは言へないと思ふのです。この四つの島は固有の領土だから、こゝういふふうに入れた、そしてこの四つの島に住んでおつた人を特別扱いしてゐるのだといふことを、はつきり言つておるのだから、領土問題に触れていないのだといふようなことは、総務長官、言えないと思ふのです。そゝうでしよう。どうですか。まずそれから伺います。あなたたちの答弁しておることと総務長官の言うことは矛盾しておるわけですか。固有の領土だからこゝういふふうに対処したんだと言つてゐる、政府の答弁は、総務長官がそゝういふんです。それはおかしいですよ。どうなんでしょう。これは大矢君も言うとおりの、けんかがつてゐることになる。

○政府委員(小平久雄君) 私の申しておりますのは、この四つの島については、従来から政府が、固有の領土であると、こゝういふ建前をとつておること

は御承知のとおりです。その建前に
立つて今度のものはできている、法案
も考へておる、こういうことを申し上げ
ておる。ただ、この四つの島以外の島の
ことにつきましてはこの法律は何ら触
れていないのだ、こういうことを言っ
ておるのです。

○須藤五郎君 だから、四つの島につ
いては固有の領土だ、いわゆる領土権
を主張して、そのもとに立つてこの法
案を考へられておる、こういうことは
はっきり言えるでしょう。

○政府委員(小平久雄君) その点はそ
のとおりだと思います。

○須藤五郎君 そうすると、先ほど総
務長官が領土問題には触れていないの
だとおっしゃったのと矛盾してゐると思
う。やっぱり四つの島という、領土
問題を観点に置いて、この法律案は
なつておる。だから、大矢君の言ひと
おり、領土問題はわれわれは自民党と
考へ方は違ふのだ。そうすると、この
領土問題の考へ方のもとに立つた法案
であるから、そうすると問題が起こつ
てくるのだ、こう大矢君は言つてお
る。そのとおりじゃないですか。

○政府委員(小平久雄君) 私が領土問
題に触れていないというあるいは表現
をしたかもしれないが、私の言わんと
したところは、この法案と
いふものは、これによつてわが国の領
土の範囲を決定するとか、そういうた
ことを本来のねらいとしておるのでは
なくして、もっぱらこれらの島で漁業
を営んでおつた人であるとかその他の
人の救済援助であるとかといったこと
をねらいとしておる、そこに主眼があ
るのだというのを申し上げたかった
わけです。

○戸叶武君 今やつても際限がないと
思いますが、簡単に言うと、提案理由
の趣旨説明に問題点がある。小平長官
の説明を聞くと、「齒舞群島、色丹島、
国後島及び択捉島につきましては、わ
が国固有の領土であるにもかかわら
ず、昭和二十年八月ソビエト社会主義
共和国連邦により占領されて以来事実
上同国の支配下にあり、わが国の施政
権が及んでいないという特殊な状態に
置かれております。この数行を否定
するわけですね。これを取り消すん
なら、問題がなくなるのです。今の説
明を聞くと、これを否定した御議論の
ようですが、言葉としての答弁だけで
わかりませんから、この数行にわたつ
ての提案説明を取り消すということを
明確に小平長官が言へば、またここに
おいて一歩前進して話が進むと思いま
すが、その言葉としてのあれでなく、
文字に表わされたものに対して明確な
御答弁を願います。

○政府委員(小平久雄君) まあせつ
かのお言葉ですが、先ほど来繰り返
して申しておりますように、政府の従来
の立場から申して、事実を事実として
そこには述べてあるわけでございます
で、何ら別に他意があるわけでもなん
でもございませぬ。したがって、提案
理由を今取り消すというわけにも参ら
ぬと思ひます。

○須藤五郎君 大矢さんも言うとお
り、この提案理由説明書の最初三行で
すね、三行というものはぼくらにはや
はりかつんと来るわけですよ。だか
ら、これがある以上やはり議論が尽き
ないと思うのですよ。
これと、それから僕のほうとすれ
ば、提案理由の中の、参考資料の中

の、北方地域としてやはり齒舞、色
丹、国後、択捉はソ連邦に占領されて
おるといふ表現がある。この占領され
ておるといふ表現、これがやはり私た
ちには問題になるわけです。(「それな
ら、あれはどうなつておる」と呼ぶ者
あり)そこで私は、占領じゃないで
す。合法的な問題ですよ。(「へー、妙
な話を聞かぬ」と呼ぶ者あり)そこ
で、外務省の方に質問しますが、先ほ
ど大矢さんの質問に対して、ソ連邦が
参加しない国際会議においてこれを解
決しよう、という意図をあなた達は
持つていらつしやるようなんです。そ
んな夢物語のようなこと実際できるの
ですか。あなた、できる方法があるの
ですよ。どういう方法でこれを解決し
ようか。どういう方法でソ連邦はサン
フランシスコ条約によつてちゃんと議
決を受けた。その島を、ソ連邦の参加し
ない国際会議においてこれを解決しよ
うというの、一体どういふことなんで
す。

○説明員(都倉榮二君) ただいまサン
フランシスコ条約でソ連に譲渡された
という仰せでございますが、これは私
事実に反すると思ひます。これらの島
島の帰属は、現に放棄はいたしました
けれども、決定してないわけござい
ますから、その放棄の事実を、とも
にそこで調印した国々がその帰属を決
定する会議を行なうというところは、こ
れは法律的に可能なことでございま
す。現実のきびしい国際情勢でこれが
近い将来にどういふこととはもち
ろろ申しませんが、非常な困難を伴う
のでございましょうが、法律的にはそ
ういふ会議といふものは可能であると
いうことを私も申しておる次第でござ
います。

○須藤五郎君 この問題は、もう衆議
院、参議院の予算委員会においてもた
びたび論議されたことですね。私はこ
こで何もそれを蒸し返そうとは思わな
いんですよ。しかし、やはりこういう
法案が出てくると、この問題に引つ
かってくるわけなんですが、重光外相
は、あの日ソ共同宣言の批准のとき
に、日ソ共同宣言発効後は不法占拠で
はない、齒舞、色丹については言うま
でもなく、国後、択捉については日ソ
共同宣言に調印した立場から決して不
法占拠とは言えないということをは
っきり言ひ、そしてこの問題は日ソ間の
話し合いにおいて今後解決すべき問題
だといふことをはっきり言つておるわ
けです。それならば、いまさら国際会
議に持ち出すとか何とかいふばか
りな不可能なことを言うよりも、やはり日
ソ間の話し合いにおいてこの問題は解
決するといふ方針に立つたほうが私は
正しいんではないかと思ふんです。ど
うですか。重光外務大臣、時の全権の
言つたことは間違ひなんですか。それ
とも現政府はそれを認めぬというので
すか。どうなんですか。

○説明員(都倉榮二君) これはもつと
高いレベルの方から御答弁願ひのが至
当と存じますが、もちろん日ソ間で話
し合いがついて解決すればこれに越し
たことはないと思ひます。政府もその
努力はつうとつと続けて参つておるわ
けでございます。

○須藤五郎君 努力を続けているな
ら、その努力を続けるべきであつて、
その方向と全く正反對な方向の国際会
議に持ち出して云々というふうなこと
をいまさら何のために言う必要がある
んですか。これは全くおかしいこと
だ。ヤルタ協定においても、ちゃんと
その問題は話し合いの結果こういうこ
とになつてきておるんです。だから、
今さらそんなことを蒸し返して、そ
うしてでもしれないことを言つてや
つておるというの、政府の意図はやつ
ぱりこれは報復主義の立場に立つて
国民に反ソ反共の思想を吹き込む一
つの手段として領土問題を取り扱つ
てゐるに、われわれ理解せざるを得
ないんですよ。ほんとうに平和の立場
に立つて話し合いで解決しようと思つ
てゐるなら、こんな方法をとる必要が
ない。そのほうが実現する可能性があ
る方法なんです。まず、日ソの平和条
約を結ぶといふところから始めてい
ければ、実現の可能性のない問題だと思
ふんですが、どうですか。きょうは実
は大臣の出席を要求しておつたわけ
ですが、大臣は来ないわけですか。

○木村福八郎君 大臣にべん領土に
関する……

○委員(大竹平八郎君) 外務大臣で
すか。

○木村福八郎君 ええ、外務大臣。
でもいいですね。

○大矢正君 私は、この法律には決
して反対じゃなくて、賛成をしたいし
通したいという自分の意思は持つてお
りますけれども、その意味では共産党
の須藤さんとちよつと意見は最終的に
は、領土問題では違ふと思ふのだけ
れども、しかし、こういう項目が提案理
由の説明の中にあつて、そうしてサン
フランシスコ条約の経緯であるとか、
あるいはまたわが国固有の領土とい

ものは四つの島に限定されるとか、いろいろなことをお前ら認め、認めた上でこの法律を通せというような提案理由の仕方というものは、私どもとしては賛成するわけにはいかないわけだから、ですから、そういう形から来るものと、私どもは、それじゃ固有の領土というものは四つの島しかないのか、それじゃ北千島や南樺太というものは全然わが国の領土じゃなかったのか、こういう問題にもやっぱり議論が展開していくし、ですから私はきょうはこれ以上ここで議論してもしょうがありませんし、いざ理事会でもその問題を相談して、次の委員会等で結論を出しながら具体的な法案の内容を審議することにして、きょうはこの辺で終わっていただいて、ほかもあることですから、次回に譲っていただければ幸いです。

○木村八郎君 今の矢野さんの発言に関連して、それじゃ二つの点を明らかにしてもらいたい。一つは、「固有の領土」云々の提案理由、これを削るか削らないかという点が一つなんです。さっき、削らない、削れないというのを言いましたが、できるのかできないのかという点が一点、それから、ウルフ以北の人の救済の問題です。これが非常に漠然としているんですが、これがまた一つわれわれも割り切れない点なんです。救済について、数十人とか、幾らか人数はわかりませんが、これは国民が常識としてどうしてもおかしいと思うんですよ。数十人で人数が少ないといったって、差別されるについてはどうもおかしい。北方協会にそういう人も含めるといいうならいいですよ。北方協会の適用を受け

るといふなら、だから、齒舞群島、色丹、国後、択捉等とか、「等」かなんか入れて、そうしてそういう人々も救済得るような道はやはり講じておくことがいいのじゃないかと思う。そうすればすっきりすると思うんですよ。この二点について明らかにしてもらえれば、問題はかなりすっきりしてくるのじゃないかと、こう思うんですが。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ。本日はこれにて散会いたし、質疑は後日に譲ります。

午前十一時三十九分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(予備審査のための付託は九月二十五日)

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、合成清酒の名称変更等反対に関する請願(第三二六号)(第三三九号)(第三三六号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)

一、定年退職者等の退職金に対する課税免除の請願(第三三三号)

一、教育費を所得控除の対象とするの請願(第三三五号)

一、基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願

(第三三七号)(第三三八号)(第四四一号)

一、身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願(第三三三三号)(第四〇二号)(第四二六号)

一、しよろ製菓業転産業者に対する転業補償の請願(第三三二二号)

第三二六号 昭和三十六年十月六日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知県須崎市須崎一、一六三 松岡計義外四名

紹介議員 塩見 俊二君

政府においては、昭和三十七年度実施を目前とする税制改正に際し、かねて合成清酒業界要望の「合成清酒の名称変更及び原料米使用限度引上げ等の問題」につき検討されているが、この合成清酒側の要望はただ単に税制改正を自己商品の販売政策に利用しようとするためのきわめて不合理なものであるばかりでなく、この問題は、中小企業である四千に近い清酒業者の運命にかかると、酒業界における企業の集中度を比較して見ると、清酒は上位十社で全体の七パーセント程度を生産しているに過ぎないのに対し、合成清酒は上位五社で全体の五十二パーセントを出荷し、また、上位十社では全体の六十パーセントに当る約五十万石を出荷し、しかもその最上位一社の出荷高は実に十二万石に近い数量を示す企業集中の実情である。しかして、もしこのような法令の改正が行なわれたとすれば、清酒に近似する大量の製品が強大

なる資本力をもつて大量生産され、清酒とまぎらわしい名称で市場に出回ることとなり、しかも巨額の宣伝費をもつて販売されることとなるので資本力及び生産規模ともにきわめて弱小である清酒業者は、たちまちにして重大なる窮地に追い込まれることは必定であるから、この問題については一切取り上げないよう配慮せられたいとの請願。

第三三九号 昭和三十六年十月七日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 熊本県上益城郡矢部町浜町 山下久生外五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三三六二号 昭和三十六年十月九日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県武生市余田町片山定右衛門外二百八十一名

紹介議員 高橋 節君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三七四号 昭和三十六年十月九日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県唐津市米屋町一、六四八太閤酒造株

式会社取締役社長 古館正兵衛外四十名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三七五号 昭和三十六年十月九日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市浜町乙ノ二、四二一合資会社光武酒造場代表社員 光武馬外四十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三七六号 昭和三十六年十月九日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大隈五一 大里司外百六十四名

紹介議員 西田 隆男君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三七七号 昭和三十六年十月九日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡市大字金武七八〇 鍋山伊之助外二百四十六名

である。

第三七八号 昭和三十六年十月九日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡吉井町
一、〇四七ノ一 弥吉
植次外二百八十九名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三七九号 昭和三十六年十月九日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町大字
宇美四、〇七七ノ一
小林作五郎外五百九十九名

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三八〇号 昭和三十六年十月九日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県小倉市大字會根
一、〇五三 貴久の富
士酒造合資会社代表社員
富士本和夫外百二十三名

紹介議員 齋木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三八一号 昭和三十六年十月九日

受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福岡県田川市大字猪飼
一、五二三 中村宇一
郎外百六十四名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第四四二号 昭和三十六年十月十二日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大分県竹田市大字米納
松本文雄外四百二十四名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第四四三号 昭和三十六年十月十二日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大分県宇佐郡四日市町
大字四日市 熊登御堂
英二外四百二十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第四四四号 昭和三十六年十月十二日
受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大分県大分郡庄内町大字
東長宝 小野源太郎
外六百四十八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三三四号 昭和三十六年十月六日
受理

定年退職者等の退職金に対する課税免除の請願

請願者 大阪府南区周防町二一
御津ビル内全国定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君

全国各地各種の職場において、あいついで送り出されている定年退職者を始めとして、合理化その他の名目による勧告退職者の行く手を思うとき、まことに憂慮にたえないものがあるが、せめて社会がこれら定年者に対して永年の陰の功労に報いる唯一のめりは、退職金に対する課税免除の措置であるから、定年ならびに勧告退職者及びこれに準ずる永年勤続者の受ける退職金五百万円以下に対しては課税を免除する法を制定せられたいと、右改正法は昭和三十一年度退職者から適用を受けられるよう措置せられたいとの請願。

第三三五号 昭和三十六年十月六日
受理

教育費を所得控除の対象とするの請願

請願者 大阪府南区周防町二一
御津ビル内全国定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君

憲法二十六条には義務教育の無償を明記しているが、当然国が行なうべき学校施設等を父兄の犠牲によつてまかなっている点が少なくない現状であるから、教育費を総所得金額等から控除して所得課税するよう取り計らわれたいとの請願。

第三三七号 昭和三十六年十月六日
受理

基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願

請願者 京都市上京区元誓願寺
通大宮東入京都府小売酒販組合連合会内 伊藤長平

紹介議員 井上 清一君

現行酒類基準販売価格における酒類小売業者の小売マージンは、その原価計算上において極めて低率に止めおかれており、しかも最近の経済界の変動に伴う賃金、諸物価等一連の値上がりは、酒類小売業界にも重大な影響を及ぼし、販売管理費の急騰から経営内容はますます悪化し、健全な運営はもとよりその生活さえ脅かされている実情であるから、これ等の点を考慮の上、現行マージン十・七パーセントを二十パーセントに引き上げられたいとの請願。

第三三八号 昭和三十六年十月十日
受理

基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願

請願者 福島市本町二六福島県
小売酒販組合連合会内
長 黒沢松五郎
石原幹市郎君

基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願

請願者 京都市上京区元誓願寺
通大宮東入京都府小売酒販組合連合会内 井上喜三

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三六三号 昭和三十六年十月九日
受理

身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願(一通)

請願者 東京都中央区日本橋両
国三ノ六全日本装身具
連盟内 福沢富雄外一名

紹介議員 高橋 衛君

第一種乙類に属する身辺用細貨類に課せられた物品税について、(一)身辺用細貨類は、今日では一般大衆の必需品であつて書画骨とうなどと同列にこれに課税することは不当であること、(二)課税されているために取扱品が価格のわくに押えられ優秀品の生産、業界の伸長発展が阻害されていること、(三)貿易の自由化に対処すべき重大な局面打開のためにぜひとも本物品税は撤廃すべきであること、(四)政府の公約に反するものであること等の理由により、すみやかにこれを撤廃せられたい。また、第一種甲類に属する身辺用細貨類の物品税は、免税点を大幅に引き上げるとともに、税率を二割以下に軽減せられたいとの請願。

第四〇二号 昭和三十六年十月十一日
受理

身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願(一通)

請願者 東京都中央区日本橋両
国三ノ六全日本装身具
連盟内 福沢富雄外一名

紹介議員 高橋 衛君

第一種乙類に属する身辺用細貨類に課せられた物品税について、(一)身辺用細貨類は、今日では一般大衆の必需品であつて書画骨とうなどと同列にこれに課税することは不当であること、(二)課税されているために取扱品が価格のわくに押えられ優秀品の生産、業界の伸長発展が阻害されていること、(三)貿易の自由化に対処すべき重大な局面打開のためにぜひとも本物品税は撤廃すべきであること、(四)政府の公約に反するものであること等の理由により、すみやかにこれを撤廃せられたい。また、第一種甲類に属する身辺用細貨類の物品税は、免税点を大幅に引き上げるとともに、税率を二割以下に軽減せられたいとの請願。

第四〇二号 昭和三十六年十月十一日
受理

身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願(一通)

請願者 東京都中央区日本橋両
国三ノ六全日本装身具
連盟内 福沢富雄外一名

紹介議員 高橋 衛君

第一種乙類に属する身辺用細貨類に課せられた物品税について、(一)身辺用細貨類は、今日では一般大衆の必需品であつて書画骨とうなどと同列にこれに課税することは不当であること、(二)課税されているために取扱品が価格のわくに押えられ優秀品の生産、業界の伸長発展が阻害されていること、(三)貿易の自由化に対処すべき重大な局面打開のためにぜひとも本物品税は撤廃すべきであること、(四)政府の公約に反するものであること等の理由により、すみやかにこれを撤廃せられたい。また、第一種甲類に属する身辺用細貨類の物品税は、免税点を大幅に引き上げるとともに、税率を二割以下に軽減せられたいとの請願。

身辺用細貨類の物品税制改正に関する
請願

請願者 長野県松本市本町二丁
目 高山和一郎外一名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第三六三号と同じ
である。

第四二六号 昭和三十六年十月十二
日受理

身辺用細貨類の物品税制改正に関する
請願

請願者 長野県松本市大名町六
七 大宮伸夫外一名

紹介議員 青木 一男君

第一種乙類に属する身辺用細貨類に課
せられた物品税について、(一)身辺用
細貨類は、今日では大衆の必需品で
あつて、書画骨とうなどと同列にこれ
に課税することは不当であること、
(二)消費者への税の転嫁が困難であ
り、零細な業者を圧迫するものである
こと、(三)課税されているために、取
扱品が価格のわくに押えられ、販売成
績の伸長が阻害されていること、(四)
納税事務負担に堪えず、営業に支障を
きたしていること、(五)政府の公約に
反するものであること等の理由により、
すみやかにこれを撤廃せられたい。ま
た、第一種甲類に課せられた物品税
は、免税点を大幅に引き上げ、税率は
一割以下に軽減せられたい。さらに、
小売店頭課税を廃止せられたいとの請
願。

第三九二号 昭和三十六年十月十日
受理
しよう脳事業転廃業者に対する転業補
償の請願

請願者 鹿児島県薩摩郡高城町
城上一、九八一 花
田盛雄外百十一名

紹介議員 佐多 忠隆君

今回しよう脳事業転廃業者に対し、転
業補償金としてキロ当り三十円を支給
されることになつてゐるが、これは転
業補償金にはほど遠い一種の涙金にす
ぎないものである。製脳業者は、永年
にわたつて専売公社に従属し、その行
政指導のもとに労苦を重ねてきたが、
最近の経済情勢の推移と社会環境の変
動、さらにはしよう脳専売経営のゆき
ずまり等から、やむなく転廃するにあ
たつて、中央における専売公社と関連
会社との複雑なるいきさつ等によつて、
かかる一方的な決定されたことは、極
めて不当なやり方として納得しがた
い。このため、転廃業者は、雇用人の
退職金も払えないという深刻な状態に
直面しているから、このような冷酷な
取扱いを改め、憲法に保障されている
文化的にして健康的な生活が営みうる
補償金額を決定せられたいとの請願。